

## 青森県教育委員会第908回定例会会議録

- 1 期 日 令和6年9月4日(水)
- 2 開 会 午後1時30分
- 3 閉 会 午後1時42分
- 4 場 所 教育庁教育委員会室
- 5 議事目録  
報告第1号 第16期生涯学習審議会答申について  
その他 令和6年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書(案)  
について  
職員の懲戒処分の状況について
- 6 出席者等
  - ・出席者の氏名  
風張知子(教育長)、平間恵美、新藤幸子、安田 博、松本史晴、中野博之
  - ・欠席者の氏名  
なし
  - ・説明のために出席した者の職  
長内理事、高橋教育政策課長、伊藤職員福利課長、下山学校教育課長、小関教職員課長、福士学校施設課長、小館生涯学習課長、坂本スポーツ健康課長、山館文化財保護課長、佐藤高等学校教育改革推進室長
  - ・会議録署名委員  
安田委員、松本委員
  - ・書記  
西智明、佐藤栞

## 7 議 事

### 報告第1号 第16期生涯学習審議会答申について

(小館生涯学習課長)

令和4年11月21日に教育長が青森県生涯学習審議会に行った諮問について、令和6年8月20日に同審議会会長から教育長に答申書が提出されたため、御報告するとともに、答申書の内容について御説明する。

諮問は、「障害者の生涯学習の推進方策について」であり、3つの審議事項について審議いただいたものである。

審議の中では、本県の現状を分析した上で、課題を「当事者のニーズに応える学習の場・機会をいかに創造していくか」「学校在学中から卒業後の「学び」へのスムーズな接続をいかに実現するか」「福祉分野、労働分野、NPO等と連携した取組をいかに進めていくか」「障がい者の社会参加への障壁となっているものをいかに取り除き、共生社会を実現するか」の4つに整理されている。

答申書では、それらの課題を踏まえた上で、その解消に向けた方策が提言されている。

提言の一つ目は「障がいのある人のニーズに応える生涯を通じた学習活動の充実」についてである。「(1)学校在学中から卒業後の学びへのスムーズな接続」では、「①学校在学中の取組の推進」、「②学校卒業後の学習機会に関する情報の集約・提供」、「③学校卒業後の学びを継続できる環境づくり」の3項目について、「(2)当事者に寄り添った学習機会の提供」では、「①楽しく、安心して参加できる学びの場づくり」、「②当事者の主体的な学びの推進」、「③障がいのある人の社会参加を促進する学びの場の提供」の3項目について、「(3)公民館等の公的機関や社会教育施設における学習機会の提供」では、「①障がい者青年学級等、公民館による学習機会の提供」、「②「学びのオーガナイザー」としての役割が期待される社会教育職員」、「③その他の社会教育施設における学習機会の提供」の3項目について、具体的方策が述べられている。

提言の二つ目は「障がいのある人の学びに対する社会全体の理解促進」についてである。「(1)障がいに対する理解の促進」では、「①地域住民等に対する理解促進」、「②学校教育段階における障がいへの理解促進」の2項目について、「(2)障がいのある人と共に学ぶ機会の充実」では、「①障がいのある人の参加を想定した講座やイベントの実施」、「②多様な形態の「共に学ぶ場」づくり」の2項目について、「(3)地域とつながる障がいのある人の学びの推進」では、「①障がいの有無にかかわらず多様な人が集う場から生まれる学び」、「②地域とともにつくる特別支援学校の学びの場」、「③障がいのある人の生活や活動を支える地域における交流の促進」の3項目について、具体的方策が述べられている。

提言の三つ目は「障がいのある人の生涯にわたる学びを支える体制の整備」である。「(1)地域における実施体制・連携体制の構築」では、「①行政に求められる体制の整備」、「②関係機関・団体が協議する場(コンソーシアム等)の設置」、「③地域の活動団体における取組の推進」の3項目について、「(2)障がいのある人の学びの推進を担う人材の育成・確保・支援」では、「①地方公共団体の職員の育成」、「②学びに関わるボランティア

活動の充実」、「③学習活動を支える人たちに対する理解促進」の3項目について、「(3) 本人のニーズに寄り添った学びの充実に向けた支援」では、「①移動面での障壁の軽減に向けた支援」、「②生涯学習に関する情報提供の仕組みの構築」、「③多様な主体の連携による相談支援体制の充実」の3項目について、具体的方策が述べられているものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

### その他 令和6年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書(案)について (高橋教育政策課長)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果については、報告書を作成して、議会に提出するとともに、公表することとされている。

点検・評価に当たっては、県が実施している、青森県基本計画の成果を検証する「政策点検」の仕組みを用いたほか、青森県総合計画審議会委員の意見を同法に基づく学識経験者の知見として活用し、報告書を取りまとめている。

報告書の概要は、青森県基本計画の中の政策テーマ「こども」及び「地域社会」のうち、県教育委員会の所管として教育振興基本計画及びアクションプランで示している10の施策ごとに、令和5年度の実施状況について、現状を表す指標等を用いながら点検及び評価を行い、効果的な教育行政の推進に活用できるよう、課題を明らかにするとともに今後の取組の方向性について記載している。

令和5年度の事業や取組は、前計画「青森県教育振興基本計画(2019～2023年度)」に基づき、実施されたものであるが、現行計画「青森県教育振興基本計画(2024～2028年度)」の施策体系とも関連付けて点検・評価を行うことで、今後の事業執行・検討も見据えたPDCAサイクルを推進して参る。

なお、青森県総合計画審議会の開催が9月6日に予定されていることから、「学識経験者の知見の活用」部分の記述については、この会議の開催後速やかに加筆を行う予定である。本報告書案の議案としての御審議については、書面によりお諮りさせていただきたい。

なお、報告書については、最終的な決定の後、県議会に提出するとともに、県教育委員会のホームページで公表する予定としている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ令和6年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書については青森県教育委員会として了解した。

なお、説明にもあったが青森県総合計画審議会において決定した後、書面により審議することとする。

## その他 職員の懲戒処分の状況について

(教育長)

職員の懲戒処分の状況については、資料のとおりである。何か質問、意見はあるか。  
職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。